

**ひたちなか市公共施設等における
公民連携手法の活用に関する指針**
(PPP/PFI 手法導入優先的検討規程)

令和8年7月

ひたちなか市

はじめに

国は、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要であるとしています。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においても「PPP/PFI の飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされ、これを踏まえ、同年 12 月 15 日に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が定められています。

近年、急速な人口減少が進む中、一層の歳出の効率化や、不足する地方公共団体職員の補完を図るため、更に幅広い地方公共団体に PPP/PFI の導入を促進する必要があることから、人口 5 万人以上の地方公共団体に対し、優先的検討規程の策定及び運用が要請されているところです。

さらに、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）」（令和 6 年 6 月 3 日民間資金等活用事業推進会議決定）の主要事項の一つとして「分野横断型・広域型 PPP/PFI の形成促進」が打ち出され、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）においても「民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築とともに、分野横断型・広域型の案件形成を促進する。」とされたところです。

こうした動きと並行し、多くの地方公共団体で公民連携、公共施設の「縮充」、公的不動産の利活用（PRE）の取組みが活発になり、さまざまな事業が展開されています。

本市においても、指定管理者制度、公民連携によるまちづくり、公共施設の複合化、多機能化等に取り組み一定の成果を出すとともに、平成 27 年 11 月に「ひたちなか市公共施設等総合管理計画」を策定し、人口減少に伴う公共施設の適正保有のための方針を立てたところです。また、公共施設の更新は、これまでの行政のみが進める「従来方式」では「ヒト・モノ・カネ」の視点から限界があり、これからは「公共施設を経営する」視点を持ち、民間事業者の優れた技術や経験などを最大限に活用し、公と民が連携していくことが非常に重要です。そのため、令和 4 年度に公共施設マネジメント専属部署を設置するとともに、公共施設の適正保有量、縮充したうえでの計画的な更新、これまで以上に公民連携を推進し、将来世代に負担を残さないまちづくりに取り組むこととしました。

これまで以上に積極的に取り組むには、これまでの「公共施設は官が整備し管理運営するもの」「公共施設は一施設一機能」「なくてはならない」といった公共施設に対する公費の投入が前提の既成概念から脱却し、民間事業者のアイデアやノウハウを積極的に取り入れ、行政の「歳出効率化」、民間事業者の「利益の創出」、住民の「サービスの向上」というそれぞれの視点から、公と民による共創を推進し、公共サービスの在り方を見直すことが必要です。

本規程は、公共施設及び未利用市有地等の利活用や維持管理に関し、民間事業者のアイデアやノウハウを生かした効果的な提案を広く募集し、事業化を目指すための基本的な方針を定めるものです。

「ひたちなか市公共施設等における公民連携手法の活用に関する指針」

目次

第1章 PPP/PFI の推進に向けて

1	これまでの取り組み	1
2	PPP/PFI とは	1
3	国の動向	1

第2章 PPP/PFI 導入指針について

1	PPP/PFI 導入指針の目的	2
2	PPP/PFI 導入指針の位置づけ	2
3	PPP/PFI 導入指針の対象施設	2
4	PPP/PFI 導入の視点	3

第3章 PPP/PFI 手法の検討

1	施設整備等に関する検討手法	3
---	---------------	---

第4章 民間事業者との情報共有

1	サウンディング型市場調査	6
2	トライアル・サウンディング	7

第5章 PPP/PFI 手法導入の推進体制等

1	庁内推進体制	7
2	民間参入を喚起する環境づくり	8

別紙

PPP/PFI 手法導入に向けた検討調書	9
----------------------	---

《参考資料》

1	PPP/PFI 手法の種類	11
2	PPP/PFI 手法種別の形態	13
3	分野横断型・広域型 PPP/PFI 事業	14
4	スモールセッション	15

第1章 PPP/PFI の推進に向け

1 これまでの取組み

本市は、ひたちなか市行財政改革大綱に基づく行財政運営に取り組んでおります。これまでも、廃線の危機に直面した茨城交通那珂湊線をひたちなか海浜鉄道として再生、第3セクター改革としてひたちなか市土地開発公社の解散及びひたちなか住宅・都市サービス公社の債務超過の解消、市内7地区で実施している土地区画整理事業の大幅な見直しなど、将来負担コストを抑制するための抜本的な改革を行ってきました。

また、スポーツ施設等の指定管理者制度導入、下水浄化センター運営の包括的民間業務委託の導入、公民連携で実施した勝田駅東口再開発事業、DBO方式を採用し建設から20年間の運営、維持管理を一括して民間事業者に委託しているひたちなか・東海クリーンセンターなど、民間の知的財産を活用することで財政健全化についても一定の効果も上げてきました。

しかしながら、本市の財政状況は、扶助費や人件費、公債費といった義務的経費が市税等の伸び率を上回って年々増加しており、土地区画整理事業の早期完了を目指した都市基盤整備をはじめ、将来への投資として新中央図書館建設、ひたちなか海浜鉄道の延伸、新本庁舎建設といった新たな事業への着手に加え、公共施設の一斉更新時期の到来により確実に厳しさは増してきています。

今後、限られた財源の中で効率的な公共施設の更新や質の高い公共サービスの提供を進め、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまで以上に新しい発想のもと従来の手法にとらわれない取り組みが必要となります。

本市では、令和4年度に専属部署である資産経営課を設置し、公共施設マネジメントに取り組み始めました。取組方針として積極的に公民連携（PPP/PFI）を進めることで、今後予定される大型建設事業で増加する将来負担コストを「今」から少しでも抑制し「将来」の負担を抑制する仕組みの構築を目指します。

2 PPP/PFI とは

PPP/PFI（公民連携）とは、公と民（行政と民間）が連携・協働により、公共施設の整備や公共サービスの提供等を行うことです。

これまで、行政が行ってきた公共施設の整備等に、民間の知恵やアイデア、資金や技術・ノウハウを最大限活かすことで、より施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、業務の効率化などを目指すものです。

3 国の動向

国においては、平成11年に導入された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づくPFI制度、平成15年の地方自治法の改正により導入された公の施設に係る指定管理者

制度などにより、民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、行政の関与その他の規制を最小限にすることにより、民間事業者の創意と工夫が公共サービスの提供に反映される取組みが実施されます。

なかでも、PFI法に基づくPFI事業は、PPPの代表的な手法として社会資本整備等において積極的に導入を進めています。

平成25年6月に国が策定した「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」において、民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業を重点的に進めることとしています。

また、平成27年12月には、内閣府からの「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」において、人口20万人以上の地方公共団体に策定が要請され、令和7年6月には、人口5万人以上の地方公共団体にも適用が拡大されました。このように、全国の地方公共団体において、指針の策定及び指針を踏まえた取組みを行うことが求められています。

第2章 PPP/PFI 導入指針について

1 PPP/PFI 導入指針の目的

PPP/PFI導入指針は、PPP/PFI導入に向けた基本的な考え方や、導入・推進するうえで必要となる視点等を明確にし、様々な民間活力を積極的に活用することにより、公と民による共創の推進を図ることを目的とします。

また、施設整備等において、従来型手法（公共施設の整備や運営を行政自らがすべて行う手法）に限らず、幅広い視点から整備手法や事業主体等を検討し、より高い費用対効果が期待できる最適な手法を採用することで「第2期ひたちなか市公共施設等総合管理計画（令和8年7月策定）」の基本方針4に掲げる公民連携手法の導入を推進し、手法面からも公共施設の効果的かつ効率的な整備、保全、管理運営及び利活用を図ることも目的とします。

2 PPP/PFI 導入指針の位置づけ

PPP/PFI導入指針は、PPP/PFI手法によって、効率的かつ効果的に進めていくための基本的な考え方を示すもので、施設整備のハード事業や既存施設の運営・維持管理のソフト事業に加え、未利用市有地・未利用施設の利活用等も対象とします。

3 PPP/PFI 導入指針の対象施設

PPP/PFI導入指針の対象施設は、「公共施設等総合管理計画」と同様に本市が保有している公共施設（公共用建築物）及びインフラ施設（道路・橋りょう・公園・上下水道施設など）を対象とします。

4 PPP/PFI 導入の視点

(1) 公共サービスの向上（施設やエリアの魅力向上）

民間事業者の専門的な知識、技術、ノウハウを活用することにより、施設や周辺環境の特性を生かし、充実した施設運営や機能性の高い魅力ある施設の整備等を実現することで公共サービスの向上を図ります。

(2) 地域経済の活性化（公的不動産を通じて稼ぐ）

民間のノウハウが十分に発揮できる環境を構築することで、「行政の負担軽減」と「民間事業者の収益増」のまちづくりを展開し、公的不動産の利活用（PRE）なども活用することにより公民がWIN-WINの関係を築ける仕組みを目指します。

あわせて、民間事業者の積極的な参入を促し、新たな事業機会の創出や民間投資を喚起することで、地域経済の活性化を図ります。

(3) 財政負担の軽減（ライフサイクルコストの低減）

民間資金や技術、ノウハウを活用することで、施設整備に要するイニシャルコストや施設運営に要するランニングコストの両面から、施設のライフサイクルコストを圧縮し、財政負担の軽減を図ります。

(4) 公平性・透明性・競争性の確保（公民対話）

市民・民間事業者・行政にとって、最適な公共サービスの提供や施設整備が実現できるよう、公平性・透明性・競争性を確保し、お互いに信頼関係を築けるような情報提供、対話を行います。

第3章 PPP/PFI 手法の検討

1 施設整備等に関する検討手法

(1) 対象事業とPPP/PFI手法の基本的な検討フロー

公共施設の整備や未利用市有地・未利用施設の利活用を行う際、「PPP/PFI手法の基本的な検討フロー」を例にPPP/PFI手法の導入を検討します。なお、整備財源に係る資金調達については、検討フローに入る前に施設所管課が整理することとし、これを踏まえ、検討を開始します。

(2) 検討開始時期

令和6年3月に策定した「ひたちなか市公共施設保全計画」により目標使用年数の整理と公共施設を維持した場合の現実的な将来負担コストを把握し、これをもとに適正な施設保有量を目指し、令和8年度を目途に「公共施設最適化方針（施設保有量の適正化に関する方針）（仮）」を策定します。公共施設の集約・複合化や多機能化、民間活力の活用によるコスト削減などの方向性を検討し、個別施設のあり方の方針を定

めていきます。

「公共施設最適化方針（施設保有量の適正化に関する方針）（仮）」の策定段階から各施設所管課への周知徹底を図るとともに、施設整備や未利用市有地・未利用施設の利活用の企画検討段階からPPP/PFI手法の導入の検討を開始します。

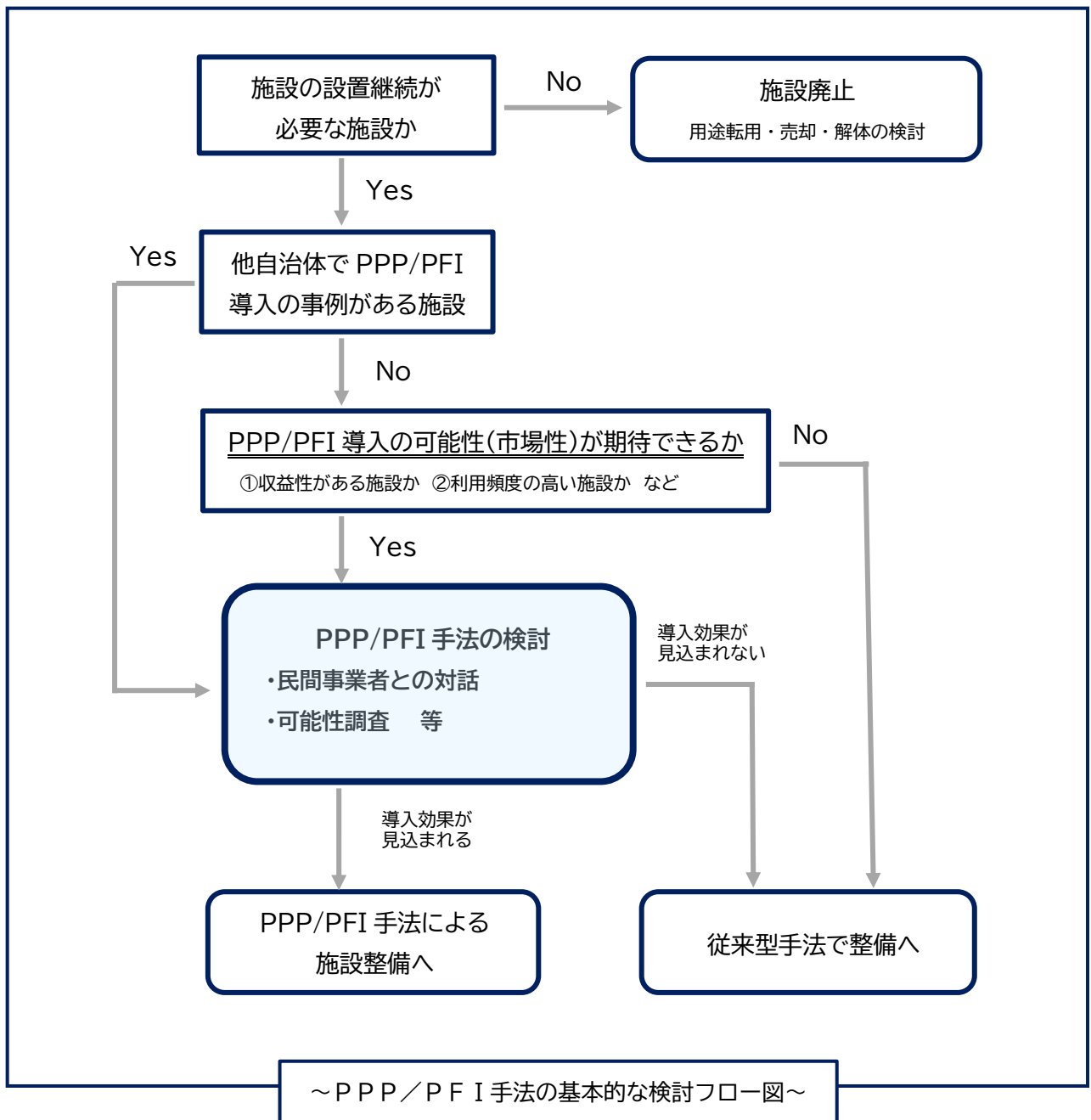
（３） PPP/PFI手法の検討

施設整備や未利用市有地・未利用施設の利活用にあたっては、「別紙 PPP/PFI手法導入に向けた検討調書」を活用し、他自治体における導入状況（成果）や民間事業者との対話（サウンディング型市場調査等）を踏まえて、案件ごとに最も有効な事業手法を検討し、合意形成を図ります。

（４） 対象事業の例外等

次に掲げる公共施設整備事業は優先的検討の対象から除くものとします。

- ①既に PPP/PFI 手法の導入が前提となっている事業
- ②法令等に基づき市が直接整備すべき（法的制限がある）事業
- ③災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業



第4章 民間事業者との対話

PPP/PFI 手法を導入していくためには、民間事業者と行政が情報を共有し、事業に対する相互理解及び信頼を深めることが重要です。行政は、公民連携の推進に資する情報について、必要に応じ適切な情報提供に努めるものとします。

また、より幅広く、様々な PPP/PFI 手法を検討・導入していくためには、民間事業者との対話や提案を募集する仕組みを次のとおり構築します。

1 サウンディング型市場調査

(1) 目的

従来の行政内部だけで活用方法や整備方法、公募条件を検討することから脱却し、より多角的な検討を行うため、公募による民間事業者との対話の場を設け、資産の市場性や活用アイデアを把握し、各種条件の設定を行うとともに、地域課題や配慮事項を事前に伝え、優れた事業提案を促します。

また、資産の市場性や活用アイデアを事前に把握することにより、市は当該案件の利用価値を最大限に高めるための諸条件の整理を行うことができる一方、民間事業者は自らのノウハウと創意工夫を提案し、参入の可能性を高めることができます。

(2) 調査対象及び内容

施設整備や未利用市有地・未利用施設の有効活用、処分に向けた検討にあたって、整備内容や活用方法等について、民間事業者から広く意見、提案を求め、対話を通じて市場性や民間事業者の参画可能性等を調査、検討します。

(3) 調査にあたって

- ① 施設整備については、計画や方針に反映できるよう、企画段階から対話を実施します。
- ② 対話の対象は、国の支援制度の活用やあらかじめ金融機関と連携を図るなど、事業主体となりうる民間事業者を公募します。
- ③ 対話は何度でも行い、市の意向と市場ニーズ合致を目指します。
- ④ 対話の結果は、民間事業者の承諾を得たうえで概要を原則公表します。



2 トライアル・サウンディング

公共機能としての有効な活用を見出すことが困難な遊休地や空き施設等について、公民連携による効果的な活用の方策を探るため、公共施設等の暫定使用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間、社会実験として実際に使用してもらう制度です。

市は公共施設等の市場性を把握でき、活用の方向性が検討しやすくなる一方、民間事業者等はニーズや収益性等の検証を経て、事業性を確認することができます。

公共施設等の持つポテンシャルを最大限に生かした魅力ある活用と、公共施設等を市民や利用者にとって身近で、より親しみのある場所とすることを目指す取り組みです。

第5章 PPP/PFI 手法導入の推進体制等

1 庁内推進体制

施設整備等における PPP/PFI 手法の導入に向けた検討は、施設所管課が主体となって進めますが、FM（ファシリティーマネジメント）の視点や部局横断的な調整が必要となることから、総合的な調整・推進、助言、情報の提供は資産経営課において行います。

また、必要に応じて、「ひたちなか市公共施設マネジメント推進本部会議」内に PPP/PFI 導入検討作業部会を設置し協議検討を行い、本部会議に進捗状況等を報告し庁内の情報共有を図ります。

なお、地方公営企業（令和7年度末時点で上下水道事業、農業集落排水事業）につい

では、事業推進にあたり、事業経営の観点から PPP/PFI 手法の導入が必要と判断されるため、この庁内推進体制によらず、優先的検討体制を確保のうえ、実施すべきものとしします。

2 民間参入を喚起する環境づくり

これまでの「公共サービスの担い手が行政であるべき」「まちづくりは国の補助を得て行政が主体でやるもの」という既成概念を払拭し、PPP/PFI 推進への理解、参画を促し、「稼ぐ自治体」を目指し、サウンディング型市場調査を積極的に実施していきます。

別紙 PPP/PFI 手法導入に向けた検討調書

施設の現状（収益性がある施設か，利用頻度の高い施設か など）

--

他自治体で PPP/PFI 導入の事例（市町村名，事業手法 など）

--

事業概要

項目	内容
必要な機能	
想定される手法	
民間活力に期待する事項	
財源想定	
法令等による制限等	

PPP/PFI 手法導入のメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
他自治体の事例からみられる効果等		
民間による創意工夫 (経費削減, 余剰地活用, 付加価値の創出等)		
地域経済の影響 (地元事業者の活用, 地元材料の採用等)		
事業費及び事業期間への影響		
その他の特記事項 (技術的な特殊性等)		

※記載にあたっては、サウンディング型市場調査を実施するなど、幅広く意見を聞くことが求められます。

総評

--

参考１：PPP/PFI 手法の種類

現在、他の地方公共団体で実践（検討）されている PPP/PFI 手法を下表のとおり例示します。本市では、市有財産の利活用にあたり、公的不動産（PRE）の利活用として「定期借地権」と組み合わせるなど、民間との対話等を通じて事業内容に応じて柔軟な考えをもって、最善となる手法を検討します。

１ 公共施設等の設計・建設・改修，維持管理・運営等を伴う方式

方式	内容
DBO方式 Design-Build-Operate	○民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と，維持管理・運営の一括発注を包括して発注する方式。 ○業務範囲に，設計・建設，維持管理・運営等を含むことが一般的。 ○建物仕様と施設運営（管理）との関わりが非常に深い施設。
CM方式 Construction-Management	○発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が，技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って，設計の検討や発注方式の検討，工程管理，コスト管理などマネジメント業務の全部又は一部を行う方式。
BTO方式（PFI） Build-Transfer-Operate	○民間事業者が公共施設等を設計・建設し，施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し，民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。 ○業務範囲に，設計・建設，維持管理，運営を含むことが一般的。
BOT方式（PFI） Build-Operate-Transfer	○民間事業者が公共施設等を設計・建設し，維持管理・運営を行い，事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。 ○業務範囲と契約は，BT0方式と同様。
BOO方式（PFI） Build-Own-Operate	○民間事業者が公共施設等を設計・建設し，維持管理・運営を行い，事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。 ○業務範囲と契約は，BT0方式と同様。
RO方式（PFI） Rehabilitate-Operate	○既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま，民間事業者が施設を改修し，改修後に維持管理・運営を行う方式。 ○業務範囲と契約は，BT0方式と同様。
ESCO Energy-Service-Company	○建物の電気設備等の省エネ化を資金調達から設計・施工，管理まで一括して請負い，省エネによる経費節減分を公共側とESCO事業者が分配する仕組み。
公民合築方式	○民間が施設を建設し，施設完成後，公共施設は公共側が，民間施設は民間がそれぞれ所有して運営（使用）する方式。 ○大規模で民間施設の設置が見込まれる施設や収益性が期待できる施設。

2 公共施設等の設計・建設を行う方式

方式	内容
DB方式 Design-Build	○民間事業者が公共施設等の設計・建設の一括発注する方式。 ○業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。 ○特殊な設備を有する施設、特に早期整備が必要な施設。
BT方式（PFI） Build-Transfer	○民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。 ○業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。
リース方式	○民間が建設した施設を公共側がリースし、リース料を支払い、リース期間終了後に公共側に所有権を移転する方式。 ○簡易な構造や補助金等の対象とならない施設で負担の平準化しながら運営する施設。
賃貸借方式	○民間が建設し保有する施設を公共側が賃貸借し運営（使用）する方式。 ○活用できる既存民間施設がある場合や公共側が直接保有しなくてもよい施設。

3 公共施設等の維持管理・運営等を行う方式

方式	内容
公共施設等運営事業 （コンセッション）	○利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設を所有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。
O方式 Operate	○民間事業者が公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。
指定管理者制度	○地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。
包括的民間業務委託	○公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。

4 その他

公的不動産の利活用を行う方式

方式	内容
貸付 （定期借地権等）	○公共が地域課題解決や望ましいまちづくりに資することを条件として、民間事業者が未利用の公有財産の土地・施設を貸付ける手法。

参考２：PPP/PFI 手法種別の形態

PPP/PFI 手法ごとの公民の契約形態、業務範囲、施設の所有者、資金調達を以下のとおり整理します。

項 目 PPP/PFI		契約形態	業務範囲				施設の所有者	資金調達
			設計	建設 改修	維持管理	運営		
公 共 施 設 の 設 計 , 建 設 ・ 改 修, 維持 管理, 運 営 等 を 行 う 方 式	DBO	設計・建設 ＝請負契約 維持管理・運営 ＝事業契約	民間	民間	民間	民間	公共	公共
	BT0	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共	民間
	BOT	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間	民間
	B00	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間	民間
	R0	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共	民間
	公民合築	事業契約	民間	民間	公共 民間	公共 民間	民間	民間
公 共 施 設 の 設 計, 建設 を 行 う 方式	DB	請負契約	民間	民間	－	－	公共	公共
	BT	事業契約	民間	民間	－	－	公共	民間
	リース	リース契約	民間	民間	－	－	民間	民間
	賃貸借	賃貸借契約	民間	民間	－	－	民間	民間
公 共 施 設 の 維 持管理・ 運 営 等 を 行 う 方式	公 共 施 設 等 運 営 権	事業契約	－	－	民間	民間	公共	－
	0	事業契約	－	－	民間	民間	公共	－
	指 定 管 理 者 制 度	指定 (行政処分)	－	－	民間	民間	公共	－
	包 括 的 民 間 業 務委託	委託契約	－	－	民間	民間	公共	－

参考3：分野横断型・広域型 PPP/PFI 事業

内閣府が公表した「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年改定版）」（令和6年6月3日 民間資金等活用事業推進会議決定）では、PPP/PFI 手法の進化・多様化に係る取組の1つとして、「類似施設・共通業務の統合による効率化を図る分野横断型 PPP/PFI、地方公共団体間の連携による業務の効率化・補完にも資する広域型 PPP/PFI の形成の促進が重要である」としています。

「分野横断型 PPP/PFI」は、複数分野又は複数の公共施設等を一括して事業化する手法を、「広域型 PPP/PFI」は、複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって PPP/PFI 事業を実施する手法を示しています。

分野横断型・広域型 PPP/PFI の事業イメージと期待される効果例

項目	分野横断型	広域型
事業イメージ	（複数分野・単独施設型の場合）	（共同発注型の場合） 連携協約・協議会等 ※共同で一つの契約として発注する場合がある
期待される効果の一例	【地域住民向け】 ・ 公共施設の集積や行政窓口の一本化による利便性の向上 ・ 一体開発によるにぎわい創出 ・ コスト削減による料金の低廉化 等 【地方公共団体向け】 ・ 財政負担の削減 ・ 事業の効率化 ・ 管理運営費や CO2 排出量の減少 等 【民間事業者向け】 ・ 規模拡大による多様な事業者の参画 ・ 新たな事業機会の創出 ・ 事業の効率化等に関する提案余地の拡大	【地域住民向け】 ・ 公共施設の集積や行政窓口の一本化による利便性の向上 ・ 一体開発によるにぎわい創出 ・ 地域全体としての施設サービスの維持等 【地方公共団体向け】 ・ 財政負担の削減 ・ 公有地の有効活用 ・ 人材確保と事業の安定的な運営 ・ 管理運営費や CO2 排出量の減少 等 【民間事業者向け】 ・ 規模拡大による多様な事業者の参画 ・ 新たな事業機会の創出 ・ 事業の効率化等に関する提案余地の拡大 等

参考４：スモールコンセッション

廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模な民間連携事業により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取り組みです。

○スモールコンセッションの期待される効果

	効果
地方公共団体	・維持管理コストの削減 ・エリア価値の向上
民間事業者	・事業機会の増加 長期的な事業運営 ・地域への主体的な貢献 地域還元，地域企業の参画
地域・住民	・地域活性化 交流人口の増加，利便施設の増加等 ・住民サービスの向上 ・思い入れのある施設の継承

○スモールコンセッションの事業手法

公共施設等運営（コンセッション）方式を中心に、個別の案件に応じて様々な手法が想定される。

